令和６年４月１日以降

注意喚起事項　目次

Ⅰ　共通事項 1
（１）税関発給コードとは 1
（２）税関発給コードの申請ができる者 1
（３）税関発給コードの申請に当たっての条件 1
（４）税関発給コードの申請にかかる費用 1
（５）税関発給コードの申請方法 1
（６）税関発給コードの申請に当たっての提出書類 1
（７）税関発給コードが発給されるまでにかかる日数 2
（８）税関発給コードの発給等に係る通知 2
（９）税関発給コードの登録情報の公表 2
（10）税関発給コードを発給できない場合 2
（11）税関発給コードに関するお問い合わせ先 3
Ⅱ　税関輸出入者コードの申請について 3
１．新規申請について 3
（１）申請書式 3
（２）主な申請（入力）項目 3
（３）必要書類 4
（４）支店の申請（該当する方のみお読みください） 5
（５）代理申請の場合の委任証明書の確認（該当する方のみお読みください） 5
２．登録内容の変更について 5
（１）申請書式 5
（２）必要書類 6
（３）代理申請の場合の委任証明書の確認（該当する方のみお読みください） 6
Ⅲ　海外仕出人・仕向人コードの申請について 7
１．新規申請について 7
（１）申請書式 7
（２）主な申請項目 7
（３）必要書類 7
（４）支社（店）等の申請（該当する方のみお読みください） 7
２．申請内容の変更について 7
（１）申請書式 7
（２）必要書類 8
Ⅳ　通知書の再発行及び登録内容の再設定について 8
（１）申請書式 8
（２）必要事項 8
Ⅴ　税関発給コードの削除について 8
（１）申請者又は代理申請者による税関発給コードの削除 8

（２）税関発給コードの削除 9

注意喚起事項

Ⅰ　共通事項

（１）税関発給コードとは

税関発給コードとは、輸出入申告等において輸出入者を識別するためのコードであり、税関輸出入者コード及び海外仕出人・仕向人コードがあります。税関輸出入者コードは、日本において貨物を輸出又は輸入しようとする者を識別するためのコードであり、海外仕出人・仕向人コードは、日本に貨物を輸入する場合の海外の仕出人又は日本から貨物を輸出する場合の海外の仕向人を識別するためのコードです。

（２）税関発給コードの申請ができる者

税関発給コードの申請は、その取得を希望する者（個人・個人事業者・非居住者・法人番号をお持ちでない法人等）が、自ら（以下「申請者」という。）申請することを原則としますが、通関業者等の代理人（以下「代理申請者」という。）による代理申請も可能です。

※ 2017 年 10 月から税関への輸入申告・輸出申告に使用する輸出入者コードには、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における「法人番号」がご利用いただけるようになりました。これに伴い、法人番号をお持ちの方への税関輸出入者コードの新規発給・登録内容の変更に係る申請の受付は終了しています。ただし、現在お持ちの税関発給コードについては、登録内容に変更がない限りご利用いただけます。

（３）税関発給コードの申請に当たっての条件

税関発給コードの申請に当たっては、申請者（代理申請者を含む）がここに記載する注意喚起事項を理解したうえで、当該事項に同意していただく必要があります。

（４）税関発給コードの申請にかかる費用

税関発給コードに係る税関への手数料等の費用は、発生しません。ただし、申請に係るインターネット等の経費並びに対査確認（存在確認）書類の取得に係る費用及び委任証明書の複写に係る費用は、申請者及び代理申請者の負担となります。

（５）税関発給コードの申請方法

税関発給コードの申請は、申請者又は代理申請者が、税関発給コード申請ページ（https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/zeikancode.htm）に掲載してある申請書式を入手して必要事項を入力し、税関発給コード担当宛に電子メールに添付して送信することにより行ってください。

なお、申請者又は代理申請者による申請書式の誤送信等による情報漏えい等が生じた場合については税関では責任を負いかねますので、ご注意ください。

（６）税関発給コードの申請に当たっての提出書類

税関発給コードの申請に当たっては、対査確認（存在確認）書類の提出が必要となる場合があります。この場合、必要書類の提出をもって申請が受理されたこととなります。詳細は、「Ⅱ 税

関輸出入者コードの申請について」の「１.（３）必要書類」及び「２.（２）必要書類」を参照してください。なお、提出していただいた書類は返却しておりませんので、ご注意ください。

（７）税関発給コードが発給されるまでにかかる日数

税関発給コード担当が申請を受理してから、税関発給コードが発給され、輸出入等の税関手続きのシステムであるＮＡＣＣＳ（輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「ＮＡＣＣＳ」という。））で利用できるようになるまでには、通常約１週間程度を要します。また、連休前や年末年始に申請が行われた場合や申請に不備等あった場合等、さらに日数を要することもありますので、スケジュールには余裕を持って申請してください。

（８）税関発給コードの発給等に係る通知

税関発給コードの発給等に係る通知は、申請された電子メール宛に通知書を返信することによって行いますので、税関発給コード担当からの電子メールを受信できるよう端末を設定しておいてください。また、申請後１週間以上経過しても通知がない場合は、お手数ですが、税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）まで電話にてご連絡ください。

なお、通知の際には、税関発給コード以外に、発給申請ＩＤも併せてお知らせします。申請内容の変更等の際の本人確認情報として必要になりますので、大切に保管してください。

（９）税関発給コードの登録情報の公表

税関発給コードが発給されると、「税関発給コード番号」、「名称（英字）」、「住所（英字）」及び「電話番号」がＮＡＣＣＳに登録され、利用できるようになります。申請者が個人・個人事業者である場合は、本人申請、代理申請にかかわらずＮＡＣＣＳ掲示板（注）の「業務コード集」に掲載されません。

（注）ＮＡＣＣＳ掲示板とは、ＮＡＣＣＳセンターが運営するホームページであり、ＮＡＣＣＳセンターからのお知らせ等が掲載されています。なお、「業務コード集」に掲載される税関発給コードの情報については、ＮＡＣＣＳの利用登録者以外は参照できません。

なお、ＮＡＣＣＳ掲示板に掲載されない税関輸出入者コードについては、ＮＡＣＣＳのＩＩＥ（輸出入者情報照会）業務においても照会できませんので非掲載対象の方につきましては、通関手続きを通関業者に依頼する場合は、取得された税関輸出入者コードを通関業者等関係者に確実にお伝えください。

また、海外仕出人・仕向人コードについては、ＮＡＣＣＳ掲示板へ掲載される内容と同等のものが税関ホームページにも掲載されます。

（10）税関発給コードを発給できない場合

申請後に、申請者の対査確認（存在確認）ができない場合であって、申請受付日（申請完了日）から起算して３ヶ月以上経過しても申請者又は代理申請者より何ら対応の措置が取られなかった場合や申請内容に疑義があり、税関が税関発給コードを発給することが適当でないと判断した場合は、税関発給コードを発給いたしません。

（11）税関発給コードに関するお問い合わせ先

税関発給コードの申請に関するお問い合わせは、以下の窓口にて電話でのみ受け付けております。なお、メール等でのお問い合わせは受け付けておりませんので、ご了承ください。

東京税関調査部税関発給コード担当

TEL： 03-6204-0205（受付：10：00～12：00 及び 13：00～15：00、土日・休日を除く）。

Ⅱ　税関輸出入者コードの申請について

１．新規申請について

（１）申請書式

税関輸出入者コードの新規申請に係る書式には、個人／個人事業者用、非居住者用がありますので、申請にあたっては、該当する書式を使用してください。

法人番号をお持ちでない法人・社団等の方で発給申請をご希望の方は、税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）までお問い合わせください。こちらから申請書を送付いたします。

なお、支店の税関輸出入者コードを申請する場合は、支店コード用の書式を使用してください。（※詳細は、「Ⅱ１．（４）支店の申請」を参照してください。）

（２）主な申請（入力）項目

①輸出入者の名称

個人又は個人事業者であれば氏名又は個人事業者名（屋号）、非居住者であれば税関事務管理人届出書に記載の届出者の氏名又は名称、法人番号をお持ちでない法人・社団等であれば法人・社団等名を入力します。

②住所

住所については入力欄が２つあり、それぞれ住所１、住所２となっています。

それぞれの入力は、以下のとおりです。

【住所１】必須項目となっています。申請者が個人又は個人事業者の場合は住民票に記載されている住所を入力してください。

非居住者は税関事務管理人届出書に記載の住所、法人番号をお持ちでない法人・社団等であれば登記簿等（登記を行わない団体は、これに代わるもの）に記載の住所を入力してください。

【住所２】任意項目となっています。輸出入申告を住所１以外の住所で行う方は、こちらにその住所を入力してください。住所２を入力した場合、住所２が税関輸出入者コードの登録住所となります。（※住所２に入力のない場合は、住所１に入力された住所が税関輸出入者コードの登録住所となります。）

なお、住所１と異なる住所で輸出入申告を行う方で、輸出入申告の際の名称が住所１における名称と異なる場合（例：支店で申告する場合）は、住所２は空欄とし、別途支店の申請をしてください。

③電話番号

④代理申請者情報（代理申請の場合のみ）

代理申請の場合は、代理申請者の名称、住所、電話番号等を入力します。また、別途、委任証明書の提出が必要となります。詳しくは、「１．（５）代理申請の場合の委任証明書の確認」をお読みください。

⑤パスワード等

税関輸出入者コードの発給が完了した後、税関発給コード担当より発給通知書を電子メールで送信する際に、申請者又は代理申請者で設定していただいた「パスワード」を使用します。また、「パスワード」を失念した場合のために、「秘密の質問及び秘密の質問の答え」も入力してください。

なお、「パスワード」及び「発給申請ＩＤ※」（※「Ⅰ　共通事項（８）税関発給コードの発給等に係る通知」参照）は、申請内容の変更、削除、通知書の再発行及び支店の追加申請等を行う際にも、本人確認情報として必要となりますので、お忘れにならないようにしてください。万一、パスワード等お忘れになった場合は、別途手続きが必要となりますので、ご注意ください。

（３）必要書類

税関輸出入者コードの新規申請に当たっては、対査確認（存在確認）書類の提出が必要となる場合があります。（※詳細は、下表参照。）対査確認（存在確認）書類の提出が必要な場合は、申請書式と合わせて対査確認（存在確認）書類を電子メールに添付の上、税関発給コード担当宛に送信してください。ただし、必要に応じて、税関が原本の提示を求めることがあります。なお、申請者の対査確認（存在確認）ができない場合であって、申請受付日（申請完了日）から起算して３ヶ月以上経過しても申請者又は代理申請者より何ら対応の措置が取られなかった場合、申請が無効となりますのでご注意ください。

<table>
<tr><th>申請者種別</th><th colspan="2">申請者種別ごとの区分</th><th>提出書類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">法人番号をお持ちでない法人・社団等の場合</td><td colspan="2">*1会社法人等番号を所有（法人登記をしている法人・社団等）</td><td>不要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会社法人等番号を所有していない（法人登記をしていない法人・社団等）</td><td>*2JASTPROコード又は*3EDINETコードを所有</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>JASTPROコード及びEDINETコードを所有していない</td><td>*4登記事項証明書に代わる書類</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人／個人事業者の場合</td><td rowspan="2">個人</td><td>JASTPROコード又はEDINETコードを所有</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>JASTPROコード及びEDINETコードを所有していない</td><td>住民票</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人事業者</td><td>JASTPROコード又はEDINETコードを所有</td><td>不要</td></tr>
<tr><td>JASTPROコード及びEDINETコードを所有していない</td><td>住民票＋*5個人事業者名を確認できる書類</td></tr>
<tr><td>非居住者の場合</td><td colspan="2"></td><td>*6不要</td></tr>
</table>

＊１：会社法人等番号は、登記事項証明書に記載されている 12 桁の番号です。

＊２：ＪＡＳＴＰＲＯコードは、一般財団法人日本貿易関係手続簡易化協会が発給する輸出入者コードのことで、アルファベット「Ｐ」で始まる英数字 12 桁の番号です。

＊３：ＥＤＩＮＥＴコードは、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」に係るコードのことで、アルファベット「Ｅ」で始まる英数字 6 桁の番号です。

＊４：どのような書類が必要となるかは、申請団体によって異なりますので、税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）までご相談ください。

＊５：所得税の青色申告承認申請書又は個人事業の開廃業等届出書等、住民票に記載されている氏名と個人事業者名（屋号等）の両方が記載されているもので官公庁の受理印が押してある書類や官公庁が発行した公的書類。

＊６：非居住者による申請には、税関事務管理人届出書が提出されていることが必要となります。

（４）支店の申請（該当する方のみお読みください）

税関輸出入者コードは本店のみならず、輸出入申告で使用するための支店についても申請を行うことができます。ただし、本店の申請をすることなく支店を単独で申請することはできません。必ず本店の申請を行った後に支店の申請を行うか、又は本店の申請時に合わせて支店の申請を行ってください。

なお、特定輸出者及び特例輸入者の方で、支社（店）等の税関輸出入者コードによる特定輸出申告及び特例輸入申告を行う場合は、特定輸出者及び特例輸入者の承認を受けた税関の業務部認定事業者管理官に連絡する必要があります。同様に、たばこ特定販売事業者の登録、石油石炭税特例納付承認、輸入包括審査扱いを受けている方で、支店の税関輸出入者コードによる輸入申告でこれらの登録等を利用する場合は、これらの登録等を受けた税関の本関においては業務部通関総括部門、各署所においては通関総括担当部門に連絡する必要があります。

（５）代理申請の場合の委任証明書の確認（該当する方のみお読みください）

税関輸出入者コードの申請を申請者に代わって代理申請する場合には、税関が申請者と代理申請者との委任関係について確認を行います。

代理申請者は、委任証明書を税関に提出してください。委任証明書については、既存のもの（例：通関業者への輸出入業務に係る一切を委任する書類）でも構いません。ただし、必要に応じて、税関が原本の提示を求めることがあります。なお、非居住者に係る税関事務管理人による代理申請である場合は、委任証明書の提出は必要ありません。

２．登録内容の変更について

（１）申請書式

登録内容（支店の内容を含む）に変更が生じた場合には、速やかに登録内容の変更を行ってください。税関輸出入者コードの変更申請に係る申請書式には、個人／個人事業者用、非居住者用がありますので、申請に当たっては、該当する書式を使用してください。支店の税関輸出入者コードを変更する場合は、支店コード用の申請書式を使用してください。法人番号をお持ちでない法人・社団等の方は税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）までお問い合わせください。こちらから申請書を送付いたします。

変更申請に当たっては、申請者又は代理申請者本人からの依頼であることを確認するため、

「パスワード」及び「発給申請ＩＤ※」（※「Ⅰ　共通事項（８）税関発給コードの発給等に係る通知」参照）が必要となります。万一、パスワード等お忘れになった場合は、別途手続きが必要となりますので、税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）まで個別にお問い合わせください。なお、Ⅰ（１）に記載のとおり、法人番号をお持ちの方に対する税関輸出入者コードの登録内容の変更は行っておりませんので、登録内容に変更が生じた場合には削除申請をお願いします。（※「Ⅴ　税関発給コードの削除について」を参照。）

（２）必要書類

名称及び住所１に変更がある場合は、変更内容が確認できる書類の提出が必要となります。（※詳細は、下表参照。）この場合は、税関における対査確認（存在確認）及びその他の事務手続きが終了するまでの間、ＮＡＣＣＳにおける名称（氏名）及び住所の変更は行われませんので、ＮＡＣＣＳの利用に当たっては、留意してください。

なお、税関から書類の提出が必要となる旨の連絡はしておりませんので、必要書類がそろい次第、適宜提出いただくようお願いします。提出の際は、書類の右上に発給申請ＩＤを必ず記載してください。提出方法は、新規申請の場合と同様です。（「Ⅱ　１．（３）必要書類」を参照。）

申請者種別	申請者種別ごとの区分	提出書類
法人番号をお持ちでない法人・社団等の場合	会社法人等番号を所有（法人登記をしている法人・社団等）	不要
	会社法人等番号を所有していない（法人登記をしていない法人・社団等）	**＊1登記事項証明書に代わる書類**
個人／個人事業者の場合	個人	**住民票**
	個人事業者	**住民票＋＊2個人事業者名を確認できる書類**
非居住者の場合		＊3 不要

＊１：どのような書類が必要となるかは、申請団体によって異なりますので、税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）まで個別にご相談ください。

＊２：所得税の青色申告承認申請書又は個人事業の開廃業等届出書等、住民票に記載されている氏名と個人事業者名（屋号等）の両方が記載されているもので官公庁の受理印が押してある書類や官公庁が発行した公的書類。

＊３：非居住者による申請には、税関事務管理人届出書が提出されていることが必要となります。

（３）代理申請の場合の委任証明書の確認（該当する方のみお読みください）

申請者本人による申請から代理申請者による代理申請に変更する場合又は代理申請者を変更する場合は、税関にて委任関係の確認を行う必要がありますので、委任証明書を税関に提出してください。（「Ⅱ　１．（５）代理申請の場合の委任証明書の確認」を参照。）

Ⅲ　海外仕出人・仕向人コードの申請について

１．新規申請について

（１）申請書式

海外仕出人・仕向人コードの新規申請に係る書式は、法人・個人とも同一です。また、支社（店）等の申請をする場合も書式は同一です。

（２）主な申請項目

①申請者の名称

法人であれば会社名、個人であれば氏名を入力します。

②住所

③電話番号

④代理申請者情報

日本の輸出入者が申請する場合は、代理申請となりますので、代理申請者の名称、住所、電話番号等を入力します。なお、代理申請に当たって、委任証明書の提出は不要です。

⑤パスワード等

海外仕出人・仕向人コードの発給が完了した後、税関発給コード担当より発給通知書を電子メールで送信する際に、申請者又は代理申請者で設定していただいた「パスワード」を使用します。また、「パスワード」を失念した場合のために、「秘密の質問及び秘密の質問の答え」も入力してください。

なお、「パスワード」及び「発給申請ＩＤ※」（※「Ⅰ　共通事項（８）税関発給コードの発給等に係る通知」参照）は、申請内容の変更、削除、通知書の再発行及び支店の追加申請等を行う際にも、本人確認情報として必要となりますので、お忘れにならないようにしてください。万一、パスワード等お忘れになった場合は、別途手続きが必要となりますので、ご注意ください。

（３）必要書類

海外仕出人・仕向人コードの申請に当たっては、対査確認（存在確認）書類や委任証明書の提出不要です。

（４）支社（店）等の申請（該当する方のみお読みください）

海外仕出人・仕向人コードは本社（店）のみならず、ＮＡＣＣＳ申告で使用するための支社（店）等についても申請を行うことができます。ただし、本社（店）の申請をすることなく支社（店）等を単独で申請することはできません。必ず本社（店）の申請を行った後に支社（店）等の申請を行うか、又は本社（店）の申請時に合わせて支社（店）等の申請を行ってください。

２．申請内容の変更について

（１）申請書式

申請内容（支社（店）等の内容を含む）に変更が生じた場合には、速やかに申請内容の変更を行ってください。海外仕出人・仕向人コードの変更申請に係る書式は、法人・個人とも同一です。また、支社（店）等の海外仕出人・仕向人コードを変更する場合も申請書式は同一です。

なお、変更申請に当たっては、申請者又は代理申請者本人からの依頼であることを確認するた

め、「パスワード」及び「発給申請ＩＤ※」（※「Ⅰ　共通事項（８）税関発給コードの発給等に係る通知」参照）が必要となります。万一、パスワード等お忘れになった場合は、別途手続きが必要となりますので、税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）まで個別にお問い合わせください。

（２）必要書類

海外仕出人・仕向人コードの変更に当たっては、対査確認（存在確認）書類や委任証明書の提出不要です。

Ⅳ　通知書の再発行及び登録内容の再設定について

（１）申請書式

通知書の紛失等により、税関輸出入者コード又は海外仕出人・仕向人コード等以下①から④の登録内容のうちいずれかを失念した場合には、通知書の再発行依頼又は登録内容の再設定依頼をすることができます。

①税関輸出入者コード又は海外仕出人・仕向人コード

②発給申請ＩＤ※（※「Ⅰ　共通事項（８）税関発給コードの発給等に係る通知」参照）

③パスワード

④秘密の質問及び秘密の質問の答え

申請に係る書式には、税関輸出入者コード用／海外仕出人・仕向人コード用がありますので、該当する書式を使用してください。

（２）必要事項

申請に当たっては、申請者又は代理申請者本人からの依頼であることを確認するため、新規申請時に設定した内容が必要となります。詳細は下記のとおりです。

①通知書の再発行については、「税関輸出入者コード又は海外仕出人・仕向人コード」「発給申請ＩＤ」のどちらか一方、及び「パスワード」「秘密の質問及び秘密の質問の答え」どちらか一方

②「パスワード」（又は「秘密の質問及び秘密の質問の答え」）の再設定については、「税関輸出入者コード又は海外仕出人・仕向人コード」「発給申請ＩＤ」のどちらか一方、及び「秘密の質問及び秘密の質問の答え」（又は「パスワード」）

万一、お忘れになった場合は、ご本人確認をしたうえで再発行及び再設定する手続きが必要となりますので、税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）まで個別にお問い合わせください。

Ⅴ　税関発給コードの削除について

（１）申請者又は代理申請者による税関発給コードの削除

税関発給コードを利用しなくなった場合は、削除の申請をすることができます。削除申請に係る書式には、税関輸出入者コード用／仕出人・仕向人コード用がありますので、申請に当たっては、該当する書式を使用してください。

削除申請に当たっては以下のことに留意してください。

イ 一度削除された税関発給コードは、ＮＡＣＣＳ等で利用できなくなります。

ロ 支社（店）等の情報登録があるものについて、本社（店）の税関発給コードを削除した場合、付随する支社（店）等の税関発給コードも、すべて削除されます。

また、削除申請に当たっては、申請者又は代理申請者本人からの依頼であることを確認するため、「パスワード」及び「発給申請ＩＤ※」（※「Ⅰ 共通事項（８）税関発給コードの発給等に係る通知」参照）が必要となります。万一、パスワード等お忘れになった場合は、別途手続きが必要となりますので、税関発給コード担当（TEL：03-6204-0205）まで個別にお問い合わせください。

（２）税関発給コードの削除

イ　税関発給コードには有効期限がなく、更新の必要もありません。ただし、発給された税関発給コードを利用して３年以上通関実績等がない場合は、該当コードは削除されます。

また、以下のような場合についても、税関発給コードは削除されますので、ご注意ください。

① 申請内容にある名称、住所の法人又は個人から削除依頼があった場合

② 税関発給コードが発給された後、申請した内容に変更が生じた場合において、速やかに変更手続きが行われなかった場合

③ その他、不正な申請により税関発給コードの発給を受けたことが判明した場合

ロ　上記イに関連して、代理申請の場合に、申請内容にある名称、住所の法人又は個人本人から税関に代理申請者に関する問い合わせがあった場合は、申請内容にある名称、住所の法人又は個人本人に代理申請者の会社名（代理申請者が個人の場合は氏名）を開示することがあります。

ハ　海外仕出人・仕向人コードについては、上記イの税関輸出入者コードの削除要件にかかわらず、税関が不正と判断したときは、削除されます。

ニ　2017 年 10 月のＮＡＣＣＳの更改に伴い、法人番号保有者が新たにJASTPROコードを取得された場合及び登記記録の閉鎖等が確認された場合は、税関輸出入者コードは自動的に削除されますので、削除申請の必要はございません。

ホ　上記イ～ニで、税関発給コードが削除された場合、削除された「名称」及び「住所」での再申請はできなくなりますので、ご注意ください。